

## 何を分析に加えるべきか：浜中評・小林評へのリプライ

中 井 遼

はじめに、拙著『デモクラシーと民族問題』（以下：本書）に対し、適切な批評を下された浜中・小林両氏に御礼申し上げます。両評とも、本書の主旨を適切にとらえた上での生産的な議論を展開しており、本リプライにおいて、誤解・誤読への抗弁をする必要がなく、個別的な論点についてより精緻な議論を展開できるというのは、著者としてきわめて幸運な事である。ここでは、両評から寄せられた好意的なコメントに対する感謝は内心にとどめ、両評から提示された論点・疑義に対するリプライを述べていく。両評のうち、浜中氏による評が比較政治一般的な観点からの評であるのに対し、小林氏による評が東欧政治事情からの評であると理解できるため、より政治学一般の問題に関わる浜中評へのリプライを先とする。

浜中評によって提示された最大の論点は、本書の議論の因果関係をどこまで遡るべきか、という点にあらう。具体的には本書が、政党システム（多数派民族実務政党の競争性）の差異を独立変数として設定した事に対し、さらにそれを遡る真の独立変数として選挙区定数（平均マグニチュード）が設定できるのではないかと、という指摘である。論点を整理すると、これらの国々の（特に比較事例研究対象のエストニアとラトヴィアの）政党システムの規定要因の1つに選挙区定数の効果があることについては、評者と著者の間で見解の相違はない。その上で、因果の鎖をさらに一段階遡れるのではないかと、という点が浜中評の指摘であり、それを行わなかったのが本書の立場である。そのため、提示された議論に反論するというよりは、なぜ本書が因果関係の遡行を、当該箇所ですべて停止したかに関する見解を提示したい。

主たる理由は、これらの諸国における多数派民族の実務政党の競争性が、選挙区定数によって規定される面がある一方で、選挙区定数「のみ」によって規定されていないことである。具体的には、定数の差異の他に、①政党登録要件の厳しさ②政党助成金の有無③民主化局面での政党形成、においても、エスト

ニアとラトヴィアでは重大な差異があるため、これらの国々の政党間競争構造を規定した要因を特定することが困難である。因果関係の検討を行う際には、常に無限回帰・無限遡行 (infinite regress) の問題が付きまとい、どこで遡行を中断するかは分析者の決定に依存する。独立変数の遡行対象が特定できなくなる地点を、因果の鎖のスタート地点と設定することは一つの基準であり、本書ではそのスタンスから、政党システム変数以前の独立変数に対する探索を中断した。特に、選挙区定数と政党規制関連法規の、どちらが両国の政党システムの違いをもたらした原因かと問われれば、正直な所「わからない」というのが率直な答えである。また、本書執筆段階では考慮していなかったが、ラトヴィアは、経験的に知られている「議席数 $\approx$ 人口立方根」則からかなり逸脱しており、人口に比して議席数が非常に少ない。中東欧圏ではスロヴェニアも同様の傾向があり、この2か国で多数派民族の保守的実務政党の競争性が非常に高いことを考慮すると、人口に対し過少な議席数を争わなければいけないという状況もまた、一つの遠因であった可能性もありえよう。

副次的な理由として、そもそも選挙区定数が制度要因であるために (基本的には) 時系列変化に乏しい点があげられる。本書の狙いの一つには、一国内での政治的民族関係の変化の説明もあるため、やはり制度要因のみに依存しない説明変数が必要であろうと考えられた。この点、独立変数を多数派民族実務政党間の競争という点に止めておけば、時系列的に変化する政治状況や政治家間対立という要素にも目配せができる。またそのようなミクロな要素への分析は事例研究・地域研究が活きる領域でもある。

無論、選挙区定数と、時系列的に変化する第3の要因の相互作用効果のようなものが存在し、それが各国・各時点での多数派民族政党間の競争性を規定していたのだ、という可能性は論理的にありえよう。さらなる異論・議論が喚起されれば、著者としては幸いである。いずれにしても、本点は、浜中評に対する反論というよりは、同評によって提案されたような「もう一步踏み込んだ議論」に至らなかった、躊躇の開陳である (そこで想定されている因果関係の存否については、双方見解を異にしていない)。この慎重さが、適切なものであったかあるいは過剰なものであったかの判断は、本応答の読者に委ねる次第である。

個別的な論点として、数理モデルの中で「少数民族票  $\delta$  を  $< 1$ 」と置いた推定への疑問が複数提示された。これは、本モデルが基本的に有権者分布・総数

を1に標準化しているためである。語義どおり、少数派集団の人口比率であるがゆえに、この1を超えることは想定されえないため、同推定を置いた。有権者集団を1とする手続きは、公共選択論などで比較的標準的な作法であると著者は理解しているが、本書内では明示されておらず（政策空間の分布としてのみ言及していた）、やや本書の記述が不親切・不適切であったかもしれない。計量分析セクションに関する注意喚起と併せて御礼申し上げる次第である。また、言及されている拙著先行業績の記述についても、本来「中井（2012a）」とあるべきところが「中井（2013）」となっていたことが、評者の指摘により明らかになった。同数理分析セクションについては、丁寧な校正作業の重要性を痛感した部分でもある（これらは内容に関わる部分のため、出版社や編集者ではなく著者本人の責任である）。

小林氏から寄せられた評については、基本的には同評が述べているように、本書の議論を補完する役割を果たすものと考えており、とりたてて反論する点は存在しない。本書の  $N=38$  をラージ  $N$  といっただけではよいとはおき、このような多国間比較分析の強みの一つは、全体的な傾向を示すと同時に、それによって当てはまらない例外を明確に浮き彫りにする点である。因果関係の全体的な傾向にかんする議論と、例外の存在と分析は、相互排他的なものではなく両輪関係にあるからだ。ラージ  $N$  的な議論に喚起されて、個別具体的な事例への研究が深化するならば嬉しい限りである。

ただし、同評の指摘のうち、スロヴァキアの90年代がやや当てはまりにくいケース（≒例外）であることは（本書でも述べた通り）同意するところである一方、ハンガリーも例外という指摘については、著者は異なる見解を持っている。本書の計量分析上、ハンガリーは仮説通りの動きを示しているため、議論の例外というよりはむしろ適合例である。他方で、小林評が示した通り、ハンガリーでは在外同胞をめぐる問題が重要な民族問題である点については著者もまた同様の見解を有している。これらの事を考えると、ハンガリーは本書の議論の例外ではないのだが、そもそも本書の問題関心（国内マイノリティをめぐる政治）の分析対象として、あまり relevant なケースではないのかもしれない。そのような意味の指摘として、小林評をとらえた次第である。

この指摘は次のような問題と関連する。あるリサーチ・クエスションに関する多国間比較で、当該問題が社会的に重要ではないケースが分析対象に含まれ

ていた場合、それを承知で分析に加え続けるべきか、あるいは外すべきか、という問題である。私見ではあるが、問いの設定が地域研究からのものなのか、理論（ディシプリン）からのものなのかによって、対応が異なるのではないだろうか。ある地域の個別具体的な問題から議論を展開する場合、そもそもその問題が任意の国家・地域において重要ではないのであれば、研究を続ける意義は低く、分析対象から外しても問題はないだろうし、むしろ外すべきだろう。他方で、理論的な問題関心から議論を展開する場合、分析対象は理論との関連で析出され設定されるのだから、そこで個別の事象を理由に特定国家・地域を分析対象から外した場合、チェリーピッキング（に類似した行為）ではないかという懸念を研究の受け手に与えかねない（たとえ実際にはそうでなくとも）。本書の議論が、あくまで後者に属するものであることを考えると、ハンガリーもまた分析対象に含まれるべきだろうと考えた次第である。

両評は、それぞれ異なる観点から本書に対して適切な批評を提示するものであったが、偶然にも両評は「何を分析対象に加えるべきか」を著者に対して考え直させるものであった。浜中評は、特に独立変数をさらに遡行させる可能性から、小林評は、特定事例の例外性への検討から、何が分析対象として考慮に入れられる（あるいは捨象される）必要があるか、問う物であった。さらなる議論の展開や再考の契機を提供してくださった両評に改めて感謝の意を表したい。